

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月28日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市規則第27号

鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 鴨川市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成17年鴨川市規則第28号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(特別休暇の期間に係る令和5年度の特例)

3 特別休暇の期間に係る第22条第20号の規定の適用については、令和5年度に限り、同号中「9月」とあるのは、「10月」とする。

(鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 鴨川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年鴨川市規則第25号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(特別休暇の期間に係る令和5年度の特例)

2 特別休暇の期間に係る別表第3の8の項の規定の適用については、令和5年度に限り、同項期間の欄中「9月」とあるのは、「10月」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。